

定 款

一般社団法人

神奈川県 トラック協会

一般社団法人 神奈川県トラック協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「本会」という。）と称し、英文では、Kanagawa Trucking Association（略称KTA）と表記する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発達を促進して、公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
 - (2) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業
 - (3) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
 - (4) 交通安全・事故防止対策に関する事業
 - (5) 環境問題対策に関する事業
 - (6) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
 - (7) 災害時の救援及び復旧復興支援にかかる輸送及びこれに付帯する事業
 - (8) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓蒙
 - (9) 会員相互の連絡協調を図る施策
 - (10) 貨物自動車運送事業者の発展に寄与する研究会、講習会、講演会等の開催
 - (11) 貨物自動車運送事業者の経営革新及び経営基盤強化の支援に関する事項
 - (12) 法令及び税制に関する調査、研究
 - (13) 行政の行う貨物自動車運送事業法、その他の法令の施行の措置に対する協力
 - (14) 貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項のすべての事業は、神奈川県内において行うものとする。

第3章 会員

(構成員)

第5条 本会の会員は、神奈川県内で営業する貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者及び事業者団体とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

3 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会がその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(指定代表者の届出)

第7条 法人又は団体の会員の代表者は、本会に対して、その権利を行使する者(一人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

2 指定代表者は会員の役職員の中から選任する。

3 指定代表者を変更した場合には、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める基準にもとづいて算定した額を支払う義務を負う。

2 本会の運営上、特に必要と認めたときは、総会の決議を経て、会員から臨時会費を徴収することができる。

3 既納の入会金及び会費は、その理由を問わずこれを返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1)本会の名誉を汚し、又は信用を失墜させるような行為があったとき。

(2)定款又は総会の決議を無視する行為があったとき。

(3)その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の除名をしようとするときには、当該会員に対して、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えるものとする。

3 前項の場合において、当該会員の住所が知れないとき、又はその者に対して通知することができないときは、通知に代えて、その旨本会の会報に掲載する等、適切な方法で公示するものとする。

4 第1項の規定により会員を除名した時は、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

5 除名された者は、次期以降の総会で承認を得なければ、本会の会員になることができない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)第5条第1項の資格を失ったとき。

(2)第8条第1項及び第2項の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(3)総会員が同意したとき。

(4)破産の宣告を受けたとき、又は解散したとき、若しくは死亡したとき。

(権利の喪失)

第12条 会員が前条の規定により、その資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失い、既に納付した入会金及び会費、その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1)会員の除名

(2)理事及び監事の選任又は解任

(3)理事及び監事の報酬等の額

(4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5)定款の変更

- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)入会金及び会費
- (8)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。ただし、必要がある場合に臨時総会を開催することができる。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の請求を受けた場合は、請求を受けた日から 1 カ月以内の日を総会の日として総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、理事会は以下の事項を決議しなければならない。

(1)総会の日時及び場所

(2)総会の目的である事項

5 会長は、総会を招集するときは、総会の 1 週間前までに、会員に対して、前項各号に掲げる事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)法人法第 113 条第 1 項に基づく役員の責任の一部免除

(6)その他法令で定められた事項

(代理人による議決権の行使)

第 20 条 総会に出席しない会員は、委任状を本会に提出して、代理人にその議決権を行使させることができる。

2 前項の委任状には記名押印しなければならない。

3 第 1 項の規定により議決権を行使する会員は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 総会が開催された日時及び場所

(2) 総会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 総会に出席した理事又は監事の氏名又は名称

(4) 総会の議長が存するときは、議長の氏名

(5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(6) その他この定款又は法令で定める事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人 2 人以上が記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、本会の主たる事務所に 10 年間備え置くものとする。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 22 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 40 名以上 69 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、8 名以内を副会長、1 名を専務理事、4 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもつて同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会において会員の指定代表者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、会員以外から理事及び監事を選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定め

る特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 理事と監事は、これを兼ねることができない。

(役員の地位の喪失)

第 24 条 会員の指定代表者のうちから選出された第 22 条に定める役員は、会員資格の喪失又は指定代表者で無くなつた場合には、その地位を失う。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し会務を分掌する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告する。

4 監事は、その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

5 監事は、第 3 項の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集する。

(役員の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期

は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする本会との取引

(3)本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第 31 条 本会は、法人法第 111 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を上限として、免除することができる。

2 理事は、前項に関する議案(理事の責任の免除に限る。)を理事会に提出する時は、監事全員の同意を得なければならない。

3 本会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第 32 条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長は、本会の重要事項について、会長及び理事会の諮問に応じ、また必要に応じて理事会に出席して参考意見を述べることができる。

- 3 顧問は、本会の重要事項について会長及び理事会の諮問に応じる。
- 4 相談役は、会長の必要と認める事項について、その諮問に応ずる。
- 5 名誉会長は、総会において会長が指名し、顧問及び相談役は、理事会の同意を経て会長が委嘱する。任期は、役員の任期に準ずる。
- 6 名誉会長、顧問及び相談役を置く場合、次のとおりとする。

名誉会長	1名
顧問	3名以内
相談役	2名以内
- 7 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理事会及び常任理事会

(構成)

- 第33条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- (1)本会の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督
 - (3)会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1)重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2)多額の借財
 - (3)重要な使用人の選定及び解任
 - (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5)本会の業務の適正を確保するための体制の整備
 - (6)第31条の責任の免除

(招集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が定める順序に従い他の理事が理事会を招集する。
 - 3 会長は、理事又は監事から招集の請求があった場合には、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を臨時理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
 - 4 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所並びに会議の目的である事項及びその

内容を示した書面をもって、理事会の日の 7 日前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会に出席した理事のうちから選出する。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 6 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成する。

- (1)開催の日時及び場所
- (2)理事会の議長の氏名
- (3)理事会に参加した会長以外の理事の氏名
- (4)決議事項及び議事の経過、要領並びに発言趣旨
- (5)その他定款又は法令等で定める事項

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

(常任理事会)

第 40 条 本会に、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、第 41 条で定める常任委員会の長、理事会で別に定める基準に従って理事会で選任した者をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集する。

3 常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 常任理事会の権限及び運営方法については、理事会の決議により別に定める規定によ

る。ただし、常任理事会は、法令又は定款の規定により総会又は理事会の専権事項とされる事項については権限を有しない。

第7章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第41条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会は、常任委員会と特別委員会とする。

3 委員会及び部会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。ただし、法令又は定款の規定により総会又は理事会の専権事項とされる事項については権限を有しない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(基金)

第43条 本会は、法人法第131条に定める基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 投出された基金は、基金の投出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法、その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)公益目的支出計画実施報告書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第6号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（公益目的支出計画実施報告書）

第46条 本会は、毎事業年度に公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けたのち、定時総会に提出し、報告する。

2 本会は、前項の公益目的支出計画実施報告書を毎事業年度の経過後3か月以内に、行政庁に提出する。

（公益目的支出計画の変更）

第47条 本会は、公益目的支出計画を変更する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第35条に定める軽微な変更を除いて、変更前にあらかじめ行政庁の認可を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更については、変更後遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の非分配）

第50条 本会は、剰余金を分配することができない。

（残余財産の帰属）

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 52 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 雜則

(細則)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、筒井康之とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に規定する特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 令和 4 年 6 月 10 日一部改訂（第 22 条 2）